

令和3年度

白石市予算書

白石市

目 次

1. 白石市一般会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 白石市国民健康保険特別会計・・・・・・・・・・ 8
3. 白石市介護保険特別会計・・・・・・・・・・ 1 1
4. 白石市後期高齢者医療特別会計・・・・・・・・ 1 4
5. 白石市水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
6. 白石市下水道事業会計・・・・・・・・・・ 1 9

第 25 号議案

令和 3 年度白石市一般会計予算

令和 3 年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,501,184 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 2 月 17 日提出

白石市長 山田 裕一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		3,739,741
	1 市 民 税	1,458,075
	2 固 定 資 産 税	1,815,772
	3 軽 自 動 車 税	123,536
	4 市 た ば こ 税	210,789
	5 特 別 土 地 保 有 税	10
	6 入 湯 税	6,115
	7 都 市 計 画 税	125,444
2 地 方 譲 与 税		184,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	40,700
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	124,100
3 利 子 割 交 付 金		1,300
	1 利 子 割 交 付 金	1,300
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	124,100
4 配 当 割 交 付 金		7,000
	1 配 当 割 交 付 金	7,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	20,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,600
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,600
6 法 人 事 業 税 交 付 金		37,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	37,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		704,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	704,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		4,700
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4,700
9 環 境 性 能 割 交 付 金		17,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	17,000
10 地 方 特 例 交 付 金		22,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	22,000
11 地 方 交 付 税		4,150,000
	1 地 方 交 付 税	4,150,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,900
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,900
13 分 担 金 及 び 負 担 金		63,277

(単位：千円)

款	項	金額
	1 負 担 金	63,277
14 使用料及び手数料		164,505
	1 使 用 料	145,927
	2 手 数 料	18,578
15 国庫支出金		2,110,588
	1 国 庫 負 担 金	1,457,150
	2 国 庫 補 助 金	647,562
	3 国 庫 委 託 金	5,876
16 県 支 出 金		895,374
	1 県 負 担 金	609,620
	2 県 補 助 金	180,738
	3 県 委 託 金	105,016
17 財 産 収 入		13,874
	1 財 産 運 用 収 入	13,752
	2 財 産 売 払 収 入	122
18 寄 附 金		430,004
	1 寄 附 金	430,004
19 繰 入 金		614,844
	1 基 金 繰 入 金	614,844
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		507,276
	1 延滞金、加算金及び過料	9,001
	2 市 預 金 利 子	1
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	7
	4 貸 付 金 元 利 収 入	269,509
	5 受 託 事 業 収 入	15,152
	6 雑 入	213,606
22 市 債		824,400
	1 市 債	824,400
歳 入	合 計	14,501,184

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		166,453
	1 議 会 費	166,453
2 総 務 費		2,600,849
	1 総 務 管 理 費	2,123,897
	2 徴 税 費	258,503
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	125,557
	4 選 挙 費	59,280
	5 統 計 調 査 費	15,484
	6 監 査 委 員 費	18,128
3 民 生 費		5,170,636
	1 社 会 福 祉 費	2,555,821
	2 児 童 福 祉 費	2,000,844
	3 生 活 保 護 費	613,339
	4 災 害 救 助 費	632
4 衛 生 費		1,439,876
	1 保 健 衛 生 費	1,222,490
	2 清 掃 費	217,386
5 労 働 費		1,636
	1 労 働 諸 費	1,636
6 農 林 水 産 業 費		404,784
	1 農 業 費	283,223
	2 林 業 費	121,561
7 商 工 費		508,806
	1 商 工 費	508,806
8 土 木 費		1,297,844
	1 土 木 管 理 費	37,912
	2 道 路 橋 梁 費	486,287
	3 河 川 費	29,925
	4 都 市 計 画 費	639,681
	5 住 宅 費	104,039
9 消 防 費		496,004
	1 消 防 費	496,004
10 教 育 費		1,213,976

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教 育 総 務 費	360,446
	2 小 学 校 費	175,353
	3 中 学 校 費	99,258
	4 幼 稚 園 費	74,565
	5 社 会 教 育 費	202,725
	6 保 健 体 育 費	301,629
11 災 害 復 旧 費		2,987
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	2,985
12 公 債 費		1,182,225
	1 公 債 費	1,182,225
13 予 備 費		15,108
	1 予 備 費	15,108
歳 出	合 計	14,501,184

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎照明器具賃借料	令和4年度から令和13年度まで	10,765
武家屋敷茅屋根葺替工事	令和4年度	17,176
白石市固定資産(土地)評価システム適用業務委託料	令和4年度から令和5年度まで	14,806
戸籍総合システム機器賃貸借料	令和4年度から令和8年度まで	6,772
中小企業振興資金融資損失補償(令和3年度分)	令和4年度から令和16年度まで	融資預託額の10/100に相当する金額の損失補償
土地改良施設維持管理適正化事業賦課金分担金(郡山堰改修)	令和4年度から令和7年度まで	1,888

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
武家屋敷茅屋根葺替事業	10,600	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
文化体育活動センターZEB化推進改修事業	100,100			
農道整備事業	2,000			
林道整備事業	4,000			
地方道路整備事業	139,900			
河川浚渫事業	20,000			
街路事業	40,900			
公園施設長寿命化対策支援事業	18,000			
消防施設整備事業	8,900			
臨時財政対策債	480,000			
合 計	824,400			

第26号議案

令和3年度白石市国民健康保険特別会計予算

令和3年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,677,640千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月17日提出

白石市長 山田裕一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		546,083
	1 国民健康保険税	546,083
2 使用料及び手数料		801
	1 手数料	801
3 国庫支出金		5
	1 国庫補助金	5
4 県支出金		2,777,848
	1 県補助金	2,777,847
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
6 繰入金		344,860
	1 一般会計繰入金	279,860
	2 財政調整基金繰入金	65,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7,942
	1 延滞金、加算金及び過料	6,101
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,840
歳入	合計	3,677,640

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		25,176
	1 総務管理費	18,922
	2 徴税費	5,870
	3 運営協議会費	10
	4 趣旨普及費	374
2 保険給付費		2,752,487
	1 療養諸費	2,376,100
	2 高額療養費	361,350
	3 移送費	41
	4 出産育児諸費	10,506
	5 葬祭諸費	3,500
	6 傷病手当金	990
3 国保事業費納付金		837,937
	1 国保事業費納付金	837,937
4 保健事業費		49,271
	1 特定健康診査等事業費	25,920
	2 保健事業費	23,351
5 基金積立金		100
	1 基金積立金	100
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		6,606
	1 償還金及び還付加算金	6,606
8 予備費		6,062
	1 予備費	6,062
歳出	合計	3,677,640

第 27 号議案

令和 3 年度白石市介護保険特別会計予算

令和 3 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,933,659 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 2 月 17 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		700,652
	1 介 護 保 険 料	700,652
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		949,510
	1 国 庫 負 担 金	641,956
	2 国 庫 補 助 金	307,554
4 支 払 基 金 交 付 金		1,013,293
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,013,293
5 県 支 出 金		565,771
	1 県 負 担 金	533,036
	2 県 補 助 金	32,735
6 財 産 収 入		42
	1 財 産 運 用 収 入	42
7 繰 入 金		684,687
	1 一 般 会 計 繰 入 金	610,823
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	73,864
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		19,653
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	19,641
歳 入	合 計	3,933,659

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	55,964
	2 徴収費	11,252
	3 介護認定審査会費	6,914
	4 趣旨普及費	36,995
		803
2 保険給付費		3,615,364
	1 介護サービス諸費	3,282,508
	2 介護予防サービス等諸費	33,061
	3 諸費	2,912
	4 高額介護サービス費	86,254
	5 高額医療合算介護サービス等費	13,022
	6 特定入所者介護サービス等費	197,607
3 地域支援事業費		259,257
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	138,571
	2 一般介護予防事業費	31,389
	3 包括的支援事業・任意事業費	88,979
	4 諸費	318
4 基金積立金		42
	1 基金積立金	42
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		2,031
	1 償還金及び還付加算金	2,031
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,933,659

第 28 号議案

令和 3 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 410,765 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		291,514
	1 後期高齢者医療保険料	291,514
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		117,899
	1 一 般 会 計 繰 入 金	117,899
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,251
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑 入	221
歳 入	合 計	410,765

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		12,262
	1 総 務 管 理 費	6,673
	2 徴 収 費	5,543
	3 趣 旨 普 及 費	46
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		397,402
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	397,402
3 諸 支 出 金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予 備 費		101
	1 予 備 費	101
歳 出	合 計	410,765

第 29 号議案

令和 3 年度白石市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,447 戸
(2) 年間総給水量	3,865 千 m ³
(3) 一日平均給水量	10,589 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 配水施設整備費	231,386 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 水道事業収益		920,483 千円	
第 1 項 営業収益		880,203 千円	
第 2 項 営業外収益		40,279 千円	
第 3 項 特別利益		1 千円	
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	853,124 千円		
第 1 項 営業費用	833,664 千円		
第 2 項 営業外費用	16,460 千円		
第 3 項 特別損失	1,000 千円		
第 4 項 予備費	2,000 千円		

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 243,196 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,332 千円、過年度分損益勘定留保資金 22,885 千円、当年度分損益勘定留保資金 147,830 千円及び繰越利益剰余金処分別 51,149 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	水道事業資本的収入	56,996 千円
第1項	企業債	50,000 千円
第2項	工事負担金	6,996 千円

支 出		
第1款	水道事業資本的支出	300,192 千円
第1項	建設改良費	239,832 千円
第2項	企業債償還金	60,360 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道開閉栓・施設管理等業務	令和4年度から 令和5年度まで	32,175

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	50,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借 入する政府資金及び 地方公共団体金融機 構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率）	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものによる。ただ し、市財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借 換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 70,630 千円

(2) 交際費 15 千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち 51,149 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000 千円と定める。

令和3年2月17日提出

白石市長 山田 裕一

第30号議案

令和3年度白石市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
(1) 処理区域内人口	22,186 人	1,502 人	23,688 人
(2) 年間総処理水量	2,563 千m ³	87 千m ³	2,650 千m ³
(3) 一日平均処理水量	7,022 m ³	238 m ³	7,260 m ³
(4) 主要な建設改良事業等			
(ア) 管渠整備費(単独)	14,870 千円	264 千円	15,134 千円
(イ) 流域下水道負担金	17,342 千円	— 千円	17,342 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債19,000千円を借り入れる。

		収	入
第1款	公共下水道事業収益		959,492 千円
第1項	営業収益		634,744 千円
第2項	営業外収益		267,636 千円
第3項	特別利益		57,112 千円
第2款	農業集落排水事業収益		91,383 千円
第1項	営業収益		18,425 千円
第2項	営業外収益		72,939 千円
第3項	特別利益		19 千円
	収入合計		1,050,875 千円

		支	出
第1款	公共下水道事業費用		867,768 千円
第1項	営業費用		731,824 千円
第2項	営業外費用		134,726 千円
第3項	特別損失		218 千円
第4項	予備費		1,000 千円

第2款 農業集落排水事業費用	169,574 千円
第1項 営業費用	88,463 千円
第2項 営業外費用	22,980 千円
第3項 特別損失	57,131 千円
第4項 予備費	1,000 千円
支出合計	1,037,342 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 232,828 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,988 千円、過年度分損益勘定留保資金 229,840 千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 公共下水道事業資本的収入	504,487 千円	
第1項 企業債	262,800 千円	
第2項 分担金及び負担金	1,079 千円	
第3項 他会計繰入金	240,608 千円	
第2款 農業集落排水事業資本的収入	70,772 千円	
第1項 企業債	39,000 千円	
第2項 分担金及び負担金	1 千円	
第3項 他会計繰入金	31,771 千円	
収入合計	575,259 千円	

	支	出
第1款 公共下水道事業資本的支出	722,600 千円	
第1項 建設改良費	40,035 千円	
第2項 企業債元金償還金	682,565 千円	
第2款 農業集落排水事業資本的支出	85,487 千円	
第1項 建設改良費	264 千円	
第2項 企業債元金償還金	85,223 千円	
支出合計	808,087 千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	13,500	普通貸付 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入する政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利 率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るものによる。た だし、市財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。
流域下水道事業	17,300			
公共下水道事業 資本費平準化債 (未利用分)	7,500			
公共下水道事業 資本費平準化債 (拡大分)	194,600			
公共下水道事業 特別措置分	37,400			
農業集落排水事業 資本費平準化債 (未利用分)	11,500			
農業集落排水事業 資本費平準化債 (拡大分)	39,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

32,471千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業安定のため、白石市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、201,187千円である。

(1) 他会計繰入金

公共下水道事業

169,416千円

農業集落排水事業

31,771千円

令和3年2月17日提出

白石市長 山田 裕一